

静岡県教育委員会

会議録

平成 26 年度 第 11 回定例
9 月 11 日（木）

静岡県教育委員会委員長 加藤文夫は、

平成 26 年 9 月 11 日に教育委員会第 11 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|---|--|---|
| 1 | 開催日時 | 平成 26 年 9 月 11 日 (木) | 開会
閉会 | 9 時 30 分
12 時 00 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長
委員長職務代理者
委 員
委 員
委 員
委 員 (教育長) | 加 藤 文 夫
溝 口 紀 子
高 橋 尚 子
斉 藤 行 雄
興 直 孝
安 倍 徹 | |
| | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓
水 元 敏 夫
池 田 和 久
高 橋 雄 幸
山 本 知 成
中 川 好 広
平 松 明 子
河 野 康 裕
杉 山 和 幸
林 剛 史
渋谷 浩 史
渡 邊 浩 喜
北 川 清 美
増 田 曜 子
福 永 秀 樹
石 井 宣 明
渡 邊 聡
谷 野 純 夫
杉 本 寿 久
羽 田 明 夫 | 啓 夫
久 幸
成 広
子 裕
幸 史
史 喜
美 子
樹 明
聡 夫
久 夫 | 教育次長
教育監
事務局参事兼教育総務課長
健康安全教育室長
教育政策課長
情報化推進室長
人権教育推進室長
財務課長
福利課長
義務教育課長
高校教育課長
特別支援教育課長
社会教育課長
文化財保護課長
スポーツ振興課長
静岡教育事務所長
静岡教育事務所長
中央図書館長
総合教育センター所長
義務教育課人事監 |

4 その他

(1) 第27号・第28号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1 ~ 6、追加報告事項は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、高橋委員、興委員に願います。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案及び報告事項の取扱いについて諮る。第27号議案と報告事項6は個別の人事に関わる案件であり、第28号議案は県議会に提出する前の案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、第27・28号議案と報告事項6を非公開とする。今回は非公開案件から審議を始める。

< 非 > 第27号議案 法規案件

非公開

< 非 > 第28号議案 平成26年度9月県議会定例会に提出する議案

委 員 長： 議案書3頁「第28号議案 平成26年度9月県議会定例会に提出する議案」について、河野財務課長より説明願う。

財 務 課 長： < 議案についての説明 >

委 員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 課長からの説明で「知事からの指示事項」という部分があったが、それは残念な説明であったと思う。知事から意見はあったかもしれないが、基本は教育委員会で必要と判断することが大事であり、今日のこの場がその機会である。改めて教育委員会として重要であるとの認識のもと、補正予算にかけるべきである。時間がないことは承知しているが、知事からの指示事項がいつあって、これまでの定例会で審議をする時間的余裕がなかったのか、その点を踏まえて事務局の努力を見直してほしい。「知事からの指示事項」という言葉で教育委員会が議案を承認することはなく、基本的には、知事の指摘が教育行政上重要であるという私達の判断が必要だと思う。そのような観点から、検討中の案件は決まってから報告するのではなく、次回の会議等でも議案として出していただくよう願います。

なお、内容については了承した。

委 員 長： 「学校茶文化推進事業」とは何か。今まで、学校ではお茶を出してはいないのか。

教育総務課長： 県の西部地域の「お茶どころ」と呼ばれている地域では出しているところもあるが、県の東部地域ではほとんど出していない。

- 委員 長： 事業では、急須と茶葉の両方を提供するのか。
- 教育総務課長： その予定である。
- 委員 長： 今の子どもたちは、お茶をペットボトルで飲んでしまう。急須で入れるという習慣がなくなってしまうように感じる。
- 教育総務課長： 厳密には、急須だけでなく、やかんの学校もあるかもしれない。とにかく、お茶を飲む習慣をつけてもらおうという事業である。
- 財務課長： なるべく負担にならないように検討し、ティーパックをやかんに入れるなど、いろいろな方法を試してみるということである。
- 教育総務課長： お湯を沸かさないといけないので、給湯器がなく、用務員がいない学校では難しい。
- 委員 長： 沸かすための施設も必要になってくるのではないか。
- 財務課長： モデル校は1校であり、なるべく条件の合うところでとりあえずやっていく。後はそこで様子を見て考えていく。
- 委員 長： 茶の産地ということで、趣旨は分かるが、実施するとなると大変だと思う。
- 質疑等はあるか。
- 全委員： (特になし)
- 委員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。
- 全委員： (異議なし)
- 委員 長： 第28号議案を原案どおり可決する。

<非> 報告事項 6 平成26年度条件附採用教職員(6月)の正式採用について

非公開

【会議の公開】

- 委員 長： ここで会議を公開とする。

報告事項 2 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果について

- 委員 長： 報告事項4頁「報告事項2 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果について」、林義務教育課長より説明願う。
- 義務教育課長： <報告事項についての説明>
- 委員 長： まず、今回の学力調査の結果の分析について、サマリーがあった。これからさらに続けて調べていくこと、その中で調査結果を基にした分析を皆さんと共有していくということについて、御意見はあるか。
- 全委員： (特になし)
- 委員 長： 特になければこの点については、この作業日程に従って、今後も話を進めていきたい。
- 次に、知事と文部科学省の間で若干のトラブルが発生しているという

件について説明があった。今後どのような対応をとっていくのかについて、文部科学省から教育委員会に問い合わせが入っているということであった。その点について、皆さんの御意見をお聞きしたい。

興 委 員： 昨晚、担当課から今日の定例会に出される案件について報告を受け、これまでの経緯について資料を作成してみた。私は、これまでの教育委員会の取組は、誠心誠意努力してきたのだろうと考えている。しかし、知事も教育委員会に対して、知事としてどうしたいかということについて発言されている。それは、基本的には共有しておかないといけないと思う。知事が9月4日に唐突に記者発表されたという認識であるようだが、私は事前の9月3日の会談の状況からそういうことは十分予測できたと考えている。その知事の発言の内容は、事務局から報告された会談の議事概要で確認した。その場には報道関係の方々も同席されていたと思うが、その発言の中で知事は「1日考えて、9月4日には公表したい」と発言されている。加えて「国はすでに全ての都道府県の結果も添えて公表している。国がそうするのであれば、自分もそれと同じ方針で対応したい」と発言された。それに対して、教育委員会を代表して同席された方々は、教育委員会がきちんとした対応をするという前提を知事は理解されているだろうからか、知事としての判断に託されるのは当然と考えてか、あえて最後の知事の発言については、一切言及しなかった。それであるため、教育委員長からの「お任せします」という言葉で、全てを教育委員会から委任されたこと知事は思われたのだろう。そのような会議の進行実態を私たちは素直に受け止め、考えなければならない。9月3日以前にも、教育長は事務方を通して実施要領の趣旨などを知事に説明している。しかし、9月3日の会談の場においては、教育委員会側から何らかの条件を出しているという印象がない。あえて言えば「教育委員会もこの問題について、学力調査結果だけでなく学習状況調査などのデータも踏まえて分析しているので、分析が整い次第、知事と教育委員との会合をぜひお願いしたい」という発言があるが、日程は明示しないものの知事からは「やりましょう」との了解を得ている。そのことを考えてみると、文部科学大臣の指摘も含め教育委員会として大いに反省していかなければいけないことはあると思う。その反省点を明確にした上で、大事なのは今後の取組みの反映である。県民の方々の懸念を払拭する努力を行って、教育行政に責任がある教育委員会と県政全体に責任がある知事とで、共通の認識に立って、県民の方々にも声をかけて、大いに静岡県教育の実を上げるような努力をしていくことこそが、重要だろうと考えている。

しかし、今日の資料には、そのような大きな方針や、何を反省したのかが書かれていないので、私はこれに接して昨晚から今朝まで資料を作成し、私案ではあるが、今日この場に緊急提出させていただきたいと考えたものである。発言の趣旨は、その私案に詳細に記載してある。

委員長も知事に「9月1日に教育委員会の臨時協議会があり、その場の中でいろいろな議論をした上で、今日データを提出する」と説明した。その1日の会議の場で私は、大事なことはデータの持つ意味の重要性であること、公表の責任は基本的には教育委員会が担っていることをお伝えしてきた。都道府県教育委員会の公表ぶりの概要は、その後5日の閣議後の記者会見で文部科学大臣が言われているように、全体を示した上で静岡県全域にわたって影響を与えるようなメッセージを添えて記者発表することであり、そうであれば「大臣として異存はない」と発言されている。その県教委としてのメッセージを知事に明確に説明しきっていたのだろうかということ、教育委員会として反省しなければならないと思う。決して事務局が説明不足だったということではなく、事務局は事務局として努力したであろうし、そうした教育委員会側が努力したけれども、その努力が十分伝わらなかったということであるのであろう。県政全体を預かる知事に、伝えたいことをどこまで言えたかが問題であり、苦労された結果、教育委員長はあの場で「お任せします」と発言したのだと思う。後出しで条件を出すような発言は問題であり、しいて教育長が努力したと思うのは、「教育委員会が学習状況調査も踏まえて分析して、その結果を教育委員と知事の懇談の場で今後の問題に活かしていきたい」と発言したことであり、あわせて市町教育委員会の動きも紹介したことである。これによって、重要なメッセージはなされていると思うのであるが。そのことをストレートに文部科学省に報告して、「努力はしたけれども、結果としてこういう事態になったことには、大いに責任を感じる」という説明をしないと、これまでの教育委員会全体としての努力が無為になってしまう。そのため、このような簡単なメモではなく、仔細に皆さんが努力したことを記録としてまとめて文部科学省に報告すべきだと思う。ただし、私が提出する資料は、本当に時間がなくてやつつけで出した私案である。これを基に議論して、皆さんの意見を加えていただき、静岡県教育委員会が具体的に何をしてきたのかを明らかにして、その一方で知事としての思いも明確に出るように報告していく必要があるだろうと思う。去年の公表問題の影響で対立があることや、知事と大臣とがペナルティについて言い合うということが、顕在化しないようにすべきである。先日の大臣の記者会見時の発言はよく理解できる。そうした事実を踏まえて、この全国学力・学習状況調査を行ってきていること、実施要領がその条件になっていることを明確に知事に報告・説明して、そして静岡県全体としての今後の取組に活かしていくことが必要であろうと思う。私は決して全国学力・学習状況調査を受けるべきでないとは思っていない。調査結果を活かしていくことが大事であって、単に成績の結果がどうかということではない。かつて、教育行政のあり方検討会の場で加藤委員長（当時は委員）が発言されたように、真に静岡県は静岡らしい特色ある教育をするのだと

いう自信に満ちたメッセージを県民に発して、顕在化したこのような課題に対応してきた2年余りの努力をうまく表現していくことが、私たちの責務だろうと考えている。そのような思いで私案を提出させていただいた。

溝口委員： 下村文部科学大臣から別紙のような御発言をいただいて、日本中も心配している状況である。ここで、私が知りうる限りの所感を真摯に述べさせていただきます。

とりわけ3つの観点から述べる。1つ目は、調査結果の公表のあり方についての教育委員会の見解である。2つ目は、今後の方向性についてである。3つ目は、私の公表についての考えである。

1つ目の、教育委員会の公表についての見解は、これまでも報告があったように、9月3日に知事との手交があり、教育委員長と教育長が出席した。実はその前の9月1日に私達教育委員会は臨時協議会を開催した。そこでの合議では、事務的なリストの提供であり手交には教育長が行くこと、実施要領に従って公表することが大原則であること、とはいえ知事は昨年と同じような公表をする可能性があるという懸念があるので、早急に学力調査の検証や公表の仕方について知事との協議の場を設けたいという要望を出してほしい、という3点の合意に至ったと記憶している。また、知事が以前、要領に従うことを発言していたということで、加藤委員長の「お任せします」の発言は、文部科学省の実施要領に従うことが前提でお任せするという意味での発言であると察している。とはいえ、手交の際に、市町教育委員会の同意が必要であるというメッセージが、知事にしっかり伝わっていなかったため、「お任せします」だけが矮小化されてしまい、誤解が生じたのではないかと思う。この手交の際に実施要領も一緒にお渡ししたが、知事に「市町教育委員会の同意が必要です」というメッセージがきちんと伝わっていたかということについては、今後の反省になるのではないかと思う。

2つ目の、今後の方向性である。昨年と異なり、手交の翌日に知事が調査結果を公表された。知事のアクションのスピードに教育委員会がついていけなかったのだと思う。なぜ知事のスピードについていけなかったのかと言えば、公表に関して知事との協議の場がなかったことが今回の最大の問題であったと思う。知事が公表する前に、事前に知事と教育委員とで余裕を持って十分な議論をしておくことが必要であった。

3つ目の、私の公表についての考え方である。保護者として、正直に感じたままを申し上げる。私には今年小学校に入学した1年生の息子がおり、市からの学力調査の概要版を息子が持ち帰ったのでそれを見た。それには、数字が一人歩きしないよう、「何が足りない」「どうして」「どうするか」が書かれていた。ところが同日、知事から市町別結果の一覧が公表された。概要版で丁寧に説明してもらったとはいえ、

他の市町と比べて平均正答率が低いことが気になった。自分の子どもは隣町に比べて「学力が低い市町の子」というレッテルを貼られるのではないかという懸念を持った。親として自分が当事者になるまで、こうした目線には気付かなかったことである。

昨年、知事が校長名を公表したが、現場に刺激を与えて鼓舞するというきっかけにはなったと思う。とはいえ、公表には功罪があり、一歩間違えれば数字だけが矮小化され、子どもたちの自信や市町の自尊心を削ぐものになってしまう。

私は知事との対立ではなく、対話を切に希望する。教育委員会と知事が今まで以上に対話を繰り返すことが必要であると思う。

高橋委員： 結果公表にはそれぞれの受け止めがあると思うが、子どもへの影響を一番に考えたい。昨年の校長名公表によって、小学6年生の子どもたちが校長に「ごめんなさい」と謝ったという事実もあった。実は私自身も、面識のある6年生から「私達が勉強できなくてごめんね」と謝られた体験を持ち合わせている。そのことを十分反省しなかったのも、また今回のようなことになっているのではないか。昨年の知事の公表であれほど物議を醸したわけなので、今年度の全国学力・学習状況調査の実施後に、結果の取扱や公表のあり方について、知事と教育委員会とで十分な協議をなすべきであったであろうという反省が今回生まれたと思う。

今後のことについては、これをどう活かすかということ、これから十分に議論していくことである。公表の仕方なども含めて、教育委員会と知事との信頼関係を再構築し、お互いに「言った」「言わない」ではなく、「分かっていただけであろう」ではなく「分かっていた」とお互いに自信を持てるように、十分な協議を知事との間で重ねていくことが必要であろうと思う。次年度に向けて、この全国学力・学習状況調査の公表だけではなく、静岡の教育についてこれまで以上に知事と教育委員会がお互いの目指すものを話し合うべきである。知事として「このようにしたい」、その考えを受けて教育委員会としては「このようなスタンスで行きたい」ということを、本当の意味できちんと理解し合えるような関係作りをこれからも続けていくことが必要であろうと思う。表現の方法が違うことで違っているものを目指しているように捉えられがちであるが、県民の皆さんも知事も私達も静岡の子どもたちを想う気持ちは一緒であり、目指すところは同じである。そこを間違えないで、お互いのやり方がこうであるということを理解していかなければならない。現場の先生もがんばっているし、何より子どもたちが私達の宝であるので、自分達のためではなく、子どもたちの将来をどうしていくのかを考えた上で、話し合いの場に挑んでいきたいと思う。

斉藤委員： 昨年の校長名公表は、非常に劇薬で、それが現場の意欲を促がしたという側面もあるが、そうではない面もあり、功罪が半ばしたというこ

とだと思ふ。しかし、結果的には、幸いにして今年はその国語Aの平均正答率が上がったわけで、それは良かった。

9月1日の臨時協議会で、データをどのように知事にお渡しするか協議したときにも発言したが、数値に一喜一憂するのではなく、今後の改善につなげていかねばならないと感じている。「順位が上がってよかったではなく、知識ではなく応用力・理解力・表現力を問うB問題については、まだまだ十分な結果ではない。そのことを知事に伝えてほしい」と発言した。そして、「来年度に向けて、なるべく早く、我々と知事とで懇談する時間を持つようにすべき」という総意になった。データのお渡しについては、今回は去年と違って多くの学校で全国の平均正答率を上回ったので、個人的には校長名公表のインパクトはないだろうという気がしていた。それは甘かったわけであるが、我々の総意は、データを事務的にお渡しすることであった。それは何故かという、知事にはあらかじめ実施要領についての説明が済んでおり、知事も御理解していただいている。その上で、ルールに従うと御発言されている。そういうことが前提としてあったので、教育長からデータをお渡しすることになったものである。実際は教育長だけでなく教育委員長も行ってくださったわけだが、加藤委員長がそこで「お任せします」と言われた背景には、そのようにルールを守るという前提があったからこそ、後はお任せするということであつたのだと思ふ。日本人の常識としては、そこで知事に対して「本当に大丈夫ですね」「嘘ではありませんね」等という確認はできるものではないし、そもそもそのような失礼なことは言うべきではないだろう。皆さんが言われたように、昨年に引き続き今年もこのようなことになったので、何よりも大切なのは、来年に向けて知事としっかり話をするところであると思ふ。10月に知事との協議の場を予定するとのことなので、しっかり話をしていきたい。

なお、興委員からも私案の資料をいただいた。義務教育課で作成した資料はかなり集約されているが、それをもう少し詳細に、我々がいかに考えてどのような検討をしたのかを盛り込んだほうが、文部科学省に対する報告としてはいいのではないかという意味で出している。そここのところを汲んで、義務教育課の資料と興委員の私案の2つをミックスしてはどうかと感じる。

興委員： 今、3人の委員の意見をいただき、斉藤委員からもミックスの提案をいただいて、ありがたく感じる。結果公表については、「知事として新しい流れを起していきたい」と知事自身が考え、文部科学省の発表を参考にしながら、静岡県内の地域別の平均正答率を公表したものである。その思いは、同じ機軸で私も考えたい。そこは知事一流のお考えだと思ふ。

また、別冊の「文部科学省配布データ」であるが、これはもちろん実施要領に従って出されているが、教科に関する調査の結果や指導改

善のポイントなどが科目ごとに整理されている。しかし、各地域ではなく、日本全体にわたって解析された結果である。それには各県の平均値が書かれている。ところが、文部科学省も各都道府県別の平均正答率を公表したときに、私達は静岡県全域の問題としてきちんと受け止めて中身を解析しないといけないが、個々の学校にしてみれば、全国の中で本県がどうかという問題意識がないのではないか。知事は県政を預かる立場で、これについて憂慮されており、だからこそ各市町の教育委員会ならびに首長に考えていただきたいということで、問題提起されたのだと思う。国がやったことと同じように、静岡県全域にわたって個々の教育委員会がどうだというのではなく、全体がどうだということを教育委員会が総括しないと、県民に対するメッセージにつながっていかない。その意味で、学力調査と学習状況調査を抱き合わせで分析を進めて、今日の話では「11月までに整理して村山委員会にはかる」と書いてあるが、11月ではなく10月の知事との懇談をターゲットにしているのであれば、9月中にポイントをまとめて教育委員会で議論して、少なくともエッセンスであっても解析結果を持って知事との会談をしないと建設的な形にはならないだろうと思う。

さらに、B問題についてであるが、9月1日にも申し上げたが、確かに平均正答率は低いですが、これは静岡県だけの問題ではなく、全国の体としてそうなのである。地理的に並んでいる東京都、神奈川県、静岡県、愛知県のデータを比較しても、B問題について静岡県が劣っているとは感じられない。むしろ優れているという評価でも良いのではないか。基本的にはこれまでの日本の教育の取り組みは、基礎知識力の涵養にあり、応用力について言っていなかったことが問題なのであって、そういう観点からの大きなメスを入れることを考えなければならない。

なお、先ほどの義務教育課平沼班長の説明は、口頭ではなく文書で出してほしかった。それと、これからもっと大きくまとめて、9月中にここから浮かび上がってくる課題を選んで取り組むことが必要であること、総合教育センターも含め、静岡県教育委員会の総力を挙げて、教育委員の方々も鋭意努力を、可能な限りの努力をお願いしたい。

文部科学大臣の発言の趣旨も十分理解できるものであり、一方、知事の発言は、記者とのやり取りの中でその大臣の一部の発言といわれる部分だけを捉えて発言されているのであろうとの向きがあるので、私たちは冷静になって、静岡県の教育の実を上げる努力をしていかなければならない。

委員 長： 一通り皆さんから御意見をいただいたので、ここからは私から説明をさせていただきます。

昨年、知事の対応に対して条件を付けたということで、我々が持っていったデータを突き返されるということがあり、その後「教育委員会は首長に対して情報を隠蔽している」と言われた。そのため、それを

解決して、共同で静岡県教育について考えていかなければ前に進まないということで、教育委員の皆さんの協力を得て、知事と教育委員会との緊張した関係を緩和することが次年度である今年の仕事だというつもりでやってきた。

先程溝口委員から「教育長が持っていくはずの予定であったのに、なぜ教育委員長が行ったのか」という疑問があった。私も前日まで行くつもりはなく、別の用件も入れていた。前日9月2日に依頼されたとき、知事との関係を和やかにして話をするためには私も行ったほうがいいのではないか、とと思ってスケジュールを調整し、知事と会見したものである。時間はわずか15分間なので、その時間の中で何を伝えるかということを考えて行った。では何を伝えるかと考えたときに、知事と教育委員会との協力関係は今後も維持しなければならないということと、昨年とは違うということ伝えたいということがあった。昨年は小学校国語Aの成績が全国最下位という状況で、確かに緊急事態であったので、何とかしなければいけないということは、教育委員だけでなく教育委員会全体の考えであった。その問題に対して一丸となって努力し、そして出たのが今年の結果である。そこで、昨年とは違うので現場を褒めてほしいとの趣旨で、冒頭に「喜ばしい結果をお持ちした」と知事に申し上げた。知事からは「何が喜ばしいのか」との質問があり、それに対して答えた。その後、できるだけややこしい条件の問題や実施要領については事務方にお任せするというので、私からは知事室に来た趣旨について説明し、実施要領に基づいて具体的に考えていることは、教育長から説明した。その後、林義務教育課長や山崎教育次長にも質問があり、その後短い時間の中で知事が持論を公表されたが、実施要領もよく読まれていたし、その上で「一晩考えて明日発表する」とのことだったので、ここは信頼関係を作るためには、細かい念押しをするよりも「お任せします」という言葉が一番適切ではないかと考えて申し上げた。その後、知事はひざを叩いて「それはうれしい」ということを言われた。今までの教育委員会と自分との対立関係から、今年は信頼されたということに喜びの表現をされたのだと思う。そして、富士山に登るルートは一つではなく、それぞれが努力して富士山に登ることなので、知事は知事の道を登っていくし、教育委員会は教育委員会のやり方で登っていただく、という趣旨の話があった。知事は非常に信念がある。特に教育界出身で教育に関して自分がやりたいことがあったので、一抹の懸念はあったが、知事と我々の信頼関係を崩すことが県民にとって一番不幸であると考えたものである。

今回、このような結果になったが、9月1日の教育委員の協議と違う結果であるというならば他の委員には申し訳がなかった。ただ、私が教育委員になったときからずっと感じている疑問だが、教育委員は組織的には誰のために動いているのか。教育委員を任命したのは知事で

あり、承認したのは県議会である。その中に入ってからはいろいろな規則があり、文部科学省からいろいろなルールも出され、そのルールに従って我々は行動している。我々にとって誰が、民間で言うところの上司なのか。誰に報告するべきなのか。報告する相手が、自分の上司である。そういう意味でいうと、教育委員会は非常に曖昧なところがある。

ルール違反ということであれば、去年の校長名公表もルール違反であった。しかし、教育委員会制度を抜本的に改革する国の方針の中で、教育委員会の力を削って知事や市長に権限を与えるという方向性があり、「こんなこともあるから、もっと首長に権限を移していったほうがいいのではないか」という議論の流れの中に、静岡県の例が使われたように思う。去年も校長名発表というルール違反があったが、文部科学省から知事へ特にきつい咎めはなく、むしろ文部科学省からは「教育委員会は何をしているのか」というような論調で話があったように私は受け取っている。

では今年はどうなのかと考えると、ここから先は教育委員長としての意見というより、一教育委員としての意見であるが、政治家が自分の信念と覚悟を持ってやることについて、我々が「してはいけない」ということは言えないのではないかと思う。政治家が行動を通して問題提起をし、それが大きな議論になっていくのであれば、それはそれで大事なことはないかと考えている。また、この騒動の後、いろいろな人から話を聞いた。教育関係者と一般県民、私の知人の範囲でそれほど広いわけではないが、彼らから意見を聞いたが、少し違った印象があった。まず、教育関係者は「教育委員会に任せればいいのに、なぜそんな出すぎたことをするのか」という意見が多かった。一方、一般県民からは「知事は文部科学大臣と喧嘩してまで、これほどやろうとしているのか」という意見が聞かれた。教育の根幹に関わる問題を、全て文部科学省からの通達だけで動かしていくということに対する疑問が、実は県民の中にあっただのではないか。そういうことであれば、何が良くて何が悪いのか、これは今後の議論の中で解決策を見出していくべきである。誰が良くて誰が悪いのか、そういうことを言い出してしまうと、地方分権や政治における弁論の自由などが全くなくなってしまふ。正しく判断するのは県民であり国民である。

それから、今後のことで反省したことがある。来年から総合教育会議が知事の主催で行われる。そこでは、知事が何をしたいのかが出てくる。新しい制度の中で、その精神の中に出てくるのは「選挙を経て選ばれた首長の意見を教育委員会はもっと真摯に受け止めて実行していきなさい」ということである。そうだとすると、例えば「テストを実施するのであれば公表すべき」と知事が考えているのであれば、我々教育委員会はそれを文部科学省の要領に違反しない形で実行するように、知事の手足になって、あるいは知事の意向に沿って「静岡県とし

ではこういう形でやりたいので、皆さん協力してほしい」と各市町を説得すれば、結果公表が違反にもならないし独断にもならない。つまり、我々が立ち位置を平等に考えて「市町の意向もあり知事の意向もある。だから何もしません」ということであってはいけないのかもしれない。そのため、これから総合教育会議のリハーサルとして何度か知事と会議の場を持つと思うが、その席で徹底的に議論して、その上で我々は知事の意向を汲んだ形で、「県教育委員会として公表させてもらう。そのために市町教育委員会に対しては協力をお願いしていく」という対応をするしかないのではないか。それをしないで、単に「我々は知事と考えが違う」「実施要領と違う」と主張して関係が悪化してしまうと、困るのは現場の関係者であり子どもたちである。我々が一丸となって教育に取り組んでいる姿勢を県民に見せることが何よりも大事なのではないか。

確認だが、前半の状況説明は教育委員長として、今後のあり方は皆さんと議論していくべきことであり、一教育委員として申し上げたものである。

高橋委員： 教育委員会としての公表の仕方、教育委員会として公表するという姿勢を今まで以上に打ち出していけばいいのかと思う。子どもについて、私も母親の立場で言うならば、この全国学力・学習状況調査は子どもが成長していく間のたった一つの通過点に過ぎない。子どもを自立に向けていくときに、「では足りない力は何なのか」を調査することが大事なわけで、この通過点で「この点数で通過しなければ、この子の未来はもうない」というわけではないので、一つの通過点と捉えればいいのではないか、というのが私の個人的な思いである。そのため、そのケアをきちんと現場の先生がやってくれているし、それをきちんと受け止めている親がほとんどだと思う。そこがぶれてしまっていないと思う。

興委員： 委員長と高橋委員が言われたことで、地方教育行政に及ぼす国と地方との関わりの問題であるが、今の地教行法でははっきりと地方分権で、「国との適切な役割分担及び相互協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」と第1条2項に書かれている。その上で、文部科学大臣の指導助言ならびに都道府県教育委員会の指導助言については、第48条に書かれているが、適切な執行ができるようにという観点があって、地域主権や地域分権を前提とすれば、地域の教育委員会の活動を自立的に自分達で考えていくことが問われている。国の指示で動くようなことは基本ではない。従って、知事が実施要領についていろいろな考えを出されているが、閣議後の文部科学大臣の質疑応答を見て、これらを踏まえて、静岡県としての教育の実を上げる努力をすべきである。それは県民の宝である子どもたちの教育ということで、そういうことを視野に入れて行われるように、委員長の発言のラインで今後努力していくことが必要だろうと、あえて補足させていただきたい。

溝口委員： 加藤委員長からは想いを丁寧に説明していただき、いろいろ概観することができた。想いは一つで、やはり子どもが主体でなければならない。今回先生もがんばったが一番がんばったのは子どもで。もちろん知事から劇薬をいただいて抜本的な見直しができたが、教育委員会としては子どもの目線が必要である。数字は成果として一番分かりやすく、利用される場合もあるので、子どもにまなざしを向けながらどのように公表するのが効果的なのか、私達だけの視点では見えていない部分もあるかと思うので、総合教育会議で話し合っていきたい。今後のあり方を示唆する今回の事件は、ある意味、これからの方向性なのかと思う。私としては、知事が言うように富士山の登り方は多くあるので、教育委員会の登り方はこうだとぶれないようにしたい。知事には想いがある。それと対立するのではなく、何回も何回も対話をして、対話の回数が私達に足りなかったこと、学力ばかりに注目して結果を公表してどう活かすかということの協議が足りなかったこと、むしろ腫れ物に触ってはいけないような対応だったことが反省である。

委員 長： 皆さんの忌憚のないお考えを聞くことができた。

溝口委員： ぜひこの議事録を文部科学省の報告に入れてほしい。委員の想いが伝わると思う。

教育 長： いただいた御意見、興委員からの資料を踏まえて、今日の案にさらに加筆・修正していく。今後のタイムテーブル的なものは調整していくが、また皆様にお示しして御了解を得たいと思うので、よろしく願います。

興委員： 総合教育会議で議論した結果に対して、教育委員会の会議の場で違うことを言っては、何をしているのか、と問われることになるので、高い見識を持った教育委員が、総合教育会議の場に臨んで、自身の意見を主張した上で、それらを踏まえ、総合教育会議で協議された合意事項に基づいて、教育委員会の場において審議・実践していくことが必要だろうと思う。従来とは違う、重い意味合いを持っているので、10月の議論でもいい意味で活かしてもらえよう願います。

委員 長： 他に異議はないか。

委員 員： （特になし）

委員 長： 報告事項2を了承した。

報告事項3 朝霧野外活動センター指定管理者の指定管理期間評価及び次期指定管理者の公募

報告事項4 静岡県社会体育施設指定管理者評価委員会による平成25年度業務の評価結果

委員 長： 報告事項5頁「報告事項3 朝霧野外活動センター指定管理者の指定管理期間評価及び次期指定管理者の公募」について、続けて報告事項6頁「報告事項4 静岡県社会体育施設指定管理者評価委員会による

平成25年度業務の評価結果」について、北川社会教育課長と福永スポーツ振興課長よりそれぞれ説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

スポーツ振興課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 評価の場で冷静に審査されていると思うが、このような公開の場で報告しないと、せっかくの資料が発表されないの、今後もこのように報告してほしい。とにかく事故がないようにしてほしい。施設の劣化などで思いがけない事故も起こりうるの、迅速に対応できるよう、引き続き管理してほしい。

スポーツ振興課長： 今回、各委員からもその点で質問が多く出された。防災体制なども適切に取り組んでいるとのことでこの判断をいただいた。

溝口委員： 今後もよろしく願います。

興委員： 報告事項3で、「学校利用への適切な対応」が「A-」となっているが、これについてはどのような点が問題になったのか。

次に報告事項4で、「評価項目別」が全て「優」となっているにもかかわらず具体的な提言がなされている。この提言が、「より一層のために」出されたというの分かるが、提言される前に評価に問題点を顕在化させる記載がなく、提言だけが載ることに違和感がある。これは事務局側の配慮の問題かもしれないが、提言が出てくる必然性を記載する努力が必要であると思う。

最後に、報告事項3の評価委員の一覧で、堀内委員は「日本ボーイスカウト静岡県連盟」となっている。他の委員は役職などのポジションが明確であるが、この委員は連盟に属しているがどのような立場なのか教えてほしい。

社会教育課長： まず、「学校利用への適切な対応」についてであるが、「A-」の評価は平均の「B」と比べると高い評価ではある。この評価になった理由であるが、施設に申し込む際には、それぞれの施設へ来てもらって実際に見てもらい、教育目的など事前打ち合わせをして、教育効果の高い体験ができるようにしているが、学校側も多忙で「事前打ち合わせは例年行っているのでもいい」などの意見が寄せられたことがある。そして実際に現場に行ったときに「以前と変わっている」として戸惑うこともあったようだ。そのため、事前打ち合わせは教育効果を高めるために必ず行うよう呼びかけ、改善してきているところである。

また、堀内委員であるが、連盟の中核で働いている方であるが、詳細については資料がないので、改めて報告する。

興委員： それでよい。報告事項4はどうか。

スポーツ振興課長： これまで公表の中身は6頁から8頁までの形式であったが、もう少し具体的なものをということで、個別の評価を添付させてもらった。その中で、評価していただいた点、そして改善していくべき点が、より具体的に書かれた。今後の出し方については検討していきたい。

溝口委員： 次回以降でいいので、委員の任期や再選の有無も載せてほしい。
スポーツ振興課長： 承知した。
委員 長： 他に異議はないか。
全 委 員： （特になし）
委 員 長： 報告事項3及び報告事項4を了承した。

報告事項5 「授業改善モデルプラン」等のセンターHP掲載について

委 員 長： 報告事項15頁「報告事項5 「授業改善モデルプラン」等のセンターHP掲載について」、杉本総合教育センター所長より説明願う。

総合教育センター所長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 16頁の「チア・アップシート」までは理解できる。しかし、その次の「追加の視点及び内容」で、「平成26年度全国学力・学習状況調査の結果から、特に課題となる項目について過去問題又は類似問題を、解答例や解説を加えて示した」とある。総合的に分析を進めようとしている状況だとしたら、この部分だけが走りすぎて、ミスリードすることがあっては困ると思った。今日の平沼さんの分析も、パワーポイントで説明されたが、どのようなまとめになっているのかが見えない。すでに公開されているものだと思うが、行政とリンクする形で行うべきものもあると思う。すでに出されているものは別として、今後解析が進められてくるだろうから、その段階でしっかりアップデートできるような配慮をお願いしたい。

委 員 長： 義務教育については、政令市と市町とで予算や環境で大きな格差がある。県がしなければいけないことは、政令市を除外するというのではなく、自分達である程度やれる市町についてはそれぞれの自主的な対応を尊重することである。そして、自らの予算でやっていけないような小さな市町について、このチア・アップシートも含めて支援していくことが必要ではないかと思う。

総合教育センター所長： センターでは担当が分析の時点から加わっていたので、「もう少しこの部分の学力をつけたほうがいいのではないか」など、教員の視点で見たときに感じられる部分も出てきている。これまでのチア・アップシートは全範囲を補完しているわけではなく、ある程度絞り込んでやってきているので、一部の問題が少し抜けていた。そのため、少なくとも欠けた部分についてアップして、指導する対象としたいとして追加したものであり、この部分だけ捉えてという形ではなかったと認識している。今いただいた御意見については、義務教育課と検討を進めていくが、今回は欠けていた部分をまず埋めた、と御理解いただければありがたい。

委 員 長： 義務教育課の報告でも出たが、自校採点と公表された採点で大きな差がついたのが小学校の国語Bであった。これは採点者であり教育者でもある現場の先生方の国語B、つまり応用問題に対する考え方に齟齬

があったということである。ここのところはきちんと矯正しないと、B問題の点数は上がらないし、的確な評価ができないことになる。それを危惧している。

溝口委員： 授業改善モデルプランに附属小中学校が含まれている。授業改善というところで、高校入試も含めると、私学の小中学校から受験する場合もある。オール静岡で、私学であっても参入したいという学校があれば、門戸を開いていただければ授業改善でまた新しい形が見えてくるのではないか。

総合教育センター所長： 私学までは想定していなかったが、どうするかは相談していく。とりあえずは、県の示した指針で指導されている学校を対象にしたものである。私学には独自性の部分もあるので、今後検討させていただきたい。

委員 長： 他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員 長： 報告事項5を了承した。

報告事項1 静岡県教育情報化推進ワークショップ2014の実施報告

追加報告事項 “ふじのくに” 土民協働事業レビューの実施状況

委員 長： 報告事項1頁「報告事項1 静岡県教育情報化推進ワークショップ2014の実施報告」について、続けて別紙追加報告事項「“ふじのくに” 土民協働事業レビューの実施状況」について、中川情報化推進室長と池田教育総務課長よりそれぞれ説明願う。

情報化推進室長： <報告事項についての説明>

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 実学推進フロンティア事業が、「あまり効果がない」という評価になっているが、それはなぜか。

高校教育課長： 実際の評価は が1票、 が14票、 が15票であった。最も多い評価を選ぶということで となったが、内容的には拮抗していた。議論の中は、オーバードクターの事業そのものの効果測定が難しく、我々は具体例を挙げて「このような効果があった」と主張したが、生徒への教師アンケートは無理なので実施していないが、そのようなアンケート等で評価をしていないという指摘があった。また、その前の事業と比べ、この事業に多額の費用がかかっており、費用対効果の点で疑問が出され、このような評価になっている。

委員 長： ドクターまで進学すると、専門分野が狭められてしまい、なかなか一般の高校生の興味を惹くような授業ができないのかもしれない。

興委員： 補助教材のレビューについて、新聞報道も積極的にされている。問題の論点も整理され、議論も進むだろうと思うが、教育委員会におけるこの問題の歴史は私も理解しないまま、1月にまとめられたと思っていた。しかし、補助教材にもいろいろあって、この出版文化会が作っ

ている補助教材は授業の実施状況の確認の観点から出されているような内容になっている。いわゆる教育の課題の質を高めるというよりも、授業の遂行状態のフォローのような形である。民業圧迫という面もあるので、これが一般社団法人でかつ3社体制で進められているが、果たしてどのような体制で、静岡県教育の実を上げるためにどうすべきなのか、大局的な観点からの指導も一方では必要だろうと思う。急にということではないが、具体的な質疑のやり取りを含めて、別の機会に詳しく説明してほしい。やはり利益相反ということも視野に入れて、教育行政を進めていかねばならない。報道されている限りにおいては顕在化された問題は確認できるが、事実誤認があるといけないので、説明の場を設けてほしい。

委員 長：他に異議はないか。
委員 員：（特になし）
委員 長：報告事項1及び追加報告事項を了承した。

【閉会】

委員 長：以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成26年度第11回教育委員会定例会を閉会とする。